

令和6年12月12日

東広島市のタクシー事業者に対して許可の取消処分を行いました

令和5年3月10日付けの行政処分等における事業の改善が認められなかったことを端緒として、東広島市のタクシー事業者であるコスモタクシー 代表 川元秀徳(個人事業主)の営業所に対して、広島運輸支局が令和6年2月29日に立入監査を実施しました。

監査の結果、虚偽の陳述をしたなど道路運送法等関係法令に違反する事実が確認され、違反に係る累積点数が行政処分に定める取消基準を上回ったため、中国運輸局は道路運送法第40条の規定に基づき、当該事業者に対して一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消処分を行いました。

当局では、利用者が安心して公共交通機関を利用できるよう、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日 : 令和6年12月5日

2 事業者名 : コスモタクシー 代表 ^{かわもと ひでのり}川元 秀徳(個人事業主)
住 所 : 広島県東広島市八本松町篠甲1148番地

3 行政処分の内容 : 一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消処分
(令和6年12月12日をもって許可を取り消す)

4 違反の内容 : 別紙のとおり

5 違反点数付与状況 : 36点(累積点数:85点→※許可の取消)

※「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年10月1日付け中国運輸局公示第91号)6. 許可の取消処分(1)①「違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合」に該当。

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : ^{のりむね まさき}則宗、正木

担当 : ^{ふじもと たなか}藤本、田中

TEL : 082-228-3460

TEL : 082-233-9167

【違反の内容】

1. 虚偽の陳述をした。

(道路運送法第94条第4項)

2. 事業用自動車の定期点検整備記録簿に不実記載があった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第49条)